

米国CBP“10+2”：暫定最終規則 (Ver.1)

“Importers Security Filing and Additional Carrier Requirements”

Federal Register/Vol.73, No.228 / Tuesday, November 25, 2008/ Final Rule

日本機械輸出組合

部会・貿易業務グループ

2008年12月1日

1

目次

- はじめに
- 本規則の概要
 - I : 輸入者セキュリティ・ファイリング - “10+2”の10
 - II : 船社への追加情報要件 - “10+2”の2
- Proposed ruleからのアップデート部分

2

はじめに

本資料は、本年11月25日に米国CBPが官報で発表した10+2ルールの概要を記したものです。米国CBPは本年1月2日にProposed Ruleを発表しましたが、その後パブリックコメントを募集し、各国政府や産業界から約200件に亘るコメントが寄せられました。

こうした意見を踏まえ、米国CBPはこのほど“Interim Final Rule”という名称で規則を発表し、申告の内容、時期等については一部柔軟に運用することとしています。

また、施行時期を来年1月26日としながらも、1年間は、申告漏れ等の瑕疵があっても罰則をかけないこととし、またこれにあわせて一部データについてパブリックコメントを募集することとしました。

こうした条件等ではありますが、来年1月26日からは新規則が発効になりますので、今後は以下の点に注意することが重要です。

- 本規則で規定する10データは、米国の輸入者（または輸入者から依頼を受けた代理人）が申告するものであって、日本を始めとする輸出者に申告を課せられたものではないこと。
- ただし、米国の輸入者が申告するにあたって輸出者からの情報提供が必要となることから、日本の輸出者は本規則を十分に把握し、輸入者と直ちにコミュニケーションをとる必要があること。

3

- 施行から完全実施までに1年間の猶予があったり、一部データについてのみパブリックコメントを6月1日まで募集するとしているものの、本規則はFinal Ruleであり、提案ルールに戻って本規則の見直しを行う意図はないとされていること。このため来月の施行日以降はすみやかに導入に向けて準備することが求められること。

本資料は、米国政府の官報 (Federal Register)をベースに準備したのですが、正しくは本年11月25日付けのFederal Registerでご確認下さい。

※ <http://edocket.access.gpo.gov/2008/pdf/E8-27048.pdf>

なお、組合員企業の皆様に本規則を十分に理解頂くため、日本機械輸出組合ではよりわかりやすい資料の提供、説明会等も今後準備していきたいと考えています。

4

本規則の概要

輸入者：“10+2”の10

- 米国輸入者(あるいは指定された代理人)は、次の10データについて輸入者セキュリティ・ファイリング (Importer Security Filing)としてCBPに電子的に申告しなければならない。

(船積24時間前までに申告必須)

①販売者(所有者)の名前、住所、②購入者(所有者)の名前、住所、③記録上の輸入業者番号、④荷受人番号

(船積24時間前の提出必須。船積み時点で入手できる最善の情報を申告し、米国到着24時間前までの出来るだけ早い時期に正確な情報に修正することも可)

⑤製造者(サプライヤー)の名前、住所、⑥送り先の名前、住所、⑦原産国、⑧貨物のHTS番号(6桁)

(米国到着24時間前までにできるだけ早く提出)

⑨コンテナ詰め場所、⑩混載業者の名前、住所

- FROB(米国港において積み降ろしされない貨物)は、海外港での船積み前に申告。
- バルク貨物は適用除外。24時間ルールから除外されたブレイク・バルク貨物は、米国到着前までに申告。
- 電子申告システムはABI(Automated Broker Interface)を使用する。

5

本規則の概要

キャリア：“10+2”の2

- キャリアは、Stow Plan とCSM (Container Status Messages)を申告しなければならない。
- バルク貨物、(24時間ルールの免除を受けている)ブレイクバルク貨物は適用除外。
- Stow Plan:最後の寄港地を出発した後48時間以内。
- CSM:船社のトラッキング・システムに関連情報が取り込まれた後、24時間以内。
- Stow PlanはAMS(Automated Manifest System)の他、sFTPプロトコルでの電子システムまたはemailで申告。CSMIはsFTPの現行システムで申告。

施行日

2009年1月26日(月) 本規則の施行日。ただし完全実施日までは罰則無し

* 2009年1月26日以降、米国に到着する貨物から適用開始

2010年1月26日(火) 完全実施日

6

I : 輸入者セキュリティ・ファイリング

“10+2”の10

➤ Part 149 Importer Security Filing

7

§ 149.1 定義

(a) 輸入者

- 米国港湾領域内への貨物の到着の原因となる団体(Party)が「SF輸入者(貨物の所有者、購入者、荷受人、代理人(免許通関業者等))」となる。
- FROB (Foreign Cargo Remaining on Board): 輸送人(キャリア)が「SF輸入者」と解釈される。
- “即時輸出(IE)”手続き、“保税貨物の輸送・輸出(T&E)”手続き、FTZへの輸入手続き:
“IE”、“T&E”、“FTZ”手続き資料を申請する団体あるいは代理人(免許通関業者等)が「SF輸入者」と解釈される。

注: IE: Immediate Export、T&E: Transportation and Exportation in-bond ship、FTZ: Foreign Trade Zone

(b) 輸入(Importation):

- 輸入とは、米国港湾領域内へ貨物が到着するそのポイントを意味する。

(c) バルク貨物(バラ積貨物)

- 同質の貨物で、緩い包装のまま積み込まれ(Stowed loose in the hold)、箱(box)、壘・缶(bale)、袋(bag)、樽(cask)等いかなる容器にも梱包されていないもので、以下のいずれかから構成されるもの
 - (1) 油、穀物、石炭、鉱石などの流し込める物質(Free Flowing articles)で、ポンプで汲み上げられる、あるいはシューターで流し込める、あるいは落とし込み(dumping)によって取り扱えるもの、または、
 - (2) れんが、鉄鉄、木材、鋼材など機械的な取り扱いを必要とするもの
- (d) ブレークバルク貨物
 - コンテナ化されていないが、他の形での梱包あるいは束ねられた貨物のこと。

8

§ 149.2 要件、送信のタイミング、情報の検証、訂正、取下げ

(a)要件

- ISF輸入者(あるいは指定された代理人)は、英語で、(b)項で定められた期限内に輸入者セキュリティ・ファイリングのデータを、CBPが認定したEDIシステムを通じて提出しなければならない。(バラ積み貨物を除く)

(b)提出の時期

- FROBとブレイクバルクを除く輸入者セキュリティファイリング → 次の3通り。
 - (船積24時間前までに申告必須)
 - ①販売者(所有者)の名前、住所、②購入者(所有者)の名前、住所、③記録上の輸入業者番号、④荷受人番号
 - (船積24時間前の提出必須。船積み時点で入手できる最善の情報を申告し、米国到着24時間前までの出来るだけ早い時期に正確な情報に修正することも可)
 - ⑤製造者(サプライヤー)の名前、住所、⑥送り先の名前、住所、⑦原産国、⑧貨物のHTS番号(6桁)
 - (米国到着24時間前までにできるだけ早く提出)
 - ⑨コンテナ詰め場所、⑩混載業者の名前、住所
- FROB → 外国港で船積されるまでに。
- ブレイクバルク貨物 → § 149.4(b): 米国到着の24時間前までに(既に24時間ルール要件が免除されているブレイクバルク貨物に限る)。

9

§ 149.2 要件、送信のタイミング、情報の検証、訂正、取下げ

(c)情報の検証

輸入者セキュリティ・ファイリングの申告者が、そのファイリング情報を他の団体から受け取っている場合には、CBPIは、通常の商業慣行の中で、申告者が同情報内容をどのように受け取ったか、また情報内容を検証できるか否か、どのように検証できるかを考慮する。

セキュリティ・ファイリングの申告者が、合理的に当該入手情報の検証ができない場合、CBPIは、当該申告者が、合理的に真実であると信じているものをベースとして、セキュリティ・ファイリングを行うことを許容する。

(d)情報の訂正(update)

輸入者セキュリティ・ファイリングを提出した後で、当該貨物が米国に到着するまでに、申告情報内容に何等かの変更があった場合、またはより正確な情報が入手できる場合、申告者は輸入者セキュリティ・ファイリング情報を訂正(アップデート)しなければならない。

(e)取下げ

輸入者セキュリティ・ファイリングを提出した後で、当該貨物が米国に輸入されないことになった場合、輸入者セキュリティ・ファイリング申告者は、当該セキュリティ・ファイリングを取り下げ、かつその理由をCBPIに送らなければならない。

10

データ項目 (比較)

貨物マニフェスト (24時間ルール)のデータ

- 貨物証券番号**
- ・米国向け出航直前の外国寄航港
 - ・船舶貨物管理番号 (Carrier SCAC)
 - ・船社指定の運行番号
 - ・最初の米国港入港日
 - ・米国港での積み下ろし日
 - ・数量
 - ・数量単位
 - ・海外で最初に荷受けが行われた場所
 - ・貨物の内容 (内容物/HTS-6)
 - ・貨物の重量
 - ・船社名
 - ・船社の住所
 - ・荷受人の名前
 - ・荷受人の住所
 - ・船舶名
 - ・船舶の国籍
 - ・船舶番号
 - ・海外の船積み港
 - ・有害物番号 (Hazard Code)
 - ・コンテナ番号
 - ・シール番号
 - ・外国港出航日
 - ・外国港出航時刻

輸入者10+2データ

船積み24時間前までに申告必須

- ・販売者 (所有者) の名前/住所
- ・購入者 (所有者) の名前/住所
- ・記録上の輸入業者番号
- ・荷受人番号

船積み24時間前の提出必須。ただし米国到着24時間前までは修整可

- ・製造者 (サプライヤー) の名前/住所
- ・送り先の名前/住所
- ・原産国
- ・貨物の HTS番号-6桁

米国到着24時間前までにできるだけ早く提出

- ・コンテナ詰め場所
- ・混載業者の名前/住所

船社10+2申告データ

- ・積み付け計画書
- ・コンテナステータスメッセージデータ (CSM)

FROB, IE, TE 10+2申告データ

- ・予約した団体の名前/住所
- ・積下しを行う外国港 - 港湾コード
- ・配送の場所 - コード
- ・出荷先の名前/住所
- ・貨物の HTS番号-6桁

輸入通関申告データ項目

- ・入力番号 & タイプ
- ・入力した地域 & 入力した港
- ・申告コード
- ・輸入者記録
- ・最終荷受人
- ・保証人番号
- ・申告日時
- ・輸入船社
- ・船舶名
- ・原産国
- ・外国の到着港
- ・輸出日
- ・到着予定日
- ・輸出日
- ・通関価格
- ・HSUSA番号 (10桁)
- ・製造者ID

§ 149.3 データ・エレメント:コンテナ貨物 (FTZ向けを含む。)

	コンテナ貨物
申告者 § 149.2(a)	ISF輸入者/指定された代理人
事前申告データ § 149.3(a)	以下の項目は原則としてハウスB/Lレベルでなければならず、製造者/出荷者の名前と住所、原産国、貨物HS番号は、個々の品目毎 (ライン・アイテム) に紐付けられていなければならない。
申告の時期 § 149.2(b)	
船積み24時間前までに申告必須 (P8参照) 船積み24時間前の提出必須。ただし米国到着24時間前までは修整可能 (P8参照) 米国24時間前までにできるだけ早く提出	(1) 販売者の名前/販売者の住所 当該商品を販売する、あるいは販売することに同意した最終的な企業 (entity) の名前と住所。購入目的以外で当該商品が輸入されることになっている場合には、当該商品の所有者の名前と住所が提出されなければならない。
	(2) 買主の名前/買主の住所 当該商品を販売してもらう、あるいは販売してもらうことに同意した最終的な企業 (entity) の名前と住所。購入目的以外で当該商品が輸入されることになっている場合には、当該商品の所有者の名前と住所が提出されなければならない。
	(3) 記録上の輸入業者の番号/FTZ申告者番号 IRS (Internal Revenue Service) 番号、EIN (雇用者ID) 番号 (Employer Identification Number)、SSN (社会保障番号 (Social Security Number))、あるいは、全ての関税・料金の支払いに責任のある、および輸入の結果として生じる全ての法令・規則の要件に適合することに責任のある事業者に対してCBPが発行する番号。 FTZへ輸送されることになっている商品については、IRS番号、EIN、SSN、あるいは、FTZ申告する事業者にCBPが発行する
	(4) 荷受人番号 IRS番号、EIN、SSN、あるいは当該商品の出荷先となる米国内の個人あるいは企業の勘定に基づいてCBPが発行する番号。
	(5) 製造者/サプライヤー名、製造者/サプライヤー住所 商品を最終的に製造、組立て、生産または育成 (grow) する事業者の名前および住所、あるいは、当該商品が離れる国における完成品の供給者の名前と住所。代わりに、米国の輸入関連法・規則で現在定められている製造者 (供給者) の名前と住所が提出されてもよい。(これは、通関申告目的で、現在の製造者ID番号を設定するために使用されている情報である。)
	(6) 送り先の名前/住所 (Ship to name and address) 商品が税関からリリースされた後、物理的に当該商品を受け取ることになっている、最初の配送先の名前と住所。
	(7) 原産国 米国の輸入関連法・規則に基づき、生産・製造あるいは育成された国。
	(8) 貨物のHTSUS番号 輸入貨物が米国通関統計 (HTSUS) の下で分類される、関税/統計報告番号。 HTSUSは6桁レベルで提出されなければならない。10桁レベルで提出してもよい。この (申告データ) エレメントは、記録上の輸入者あるいは免許を持った通関事業者によって10桁あるいはそれ以上の細分類で提出されたとしても、(引き取り) 申告目的のみに使用できる。
	(9) コンテナ詰め場所 コンテナに商品が詰め込まれた物理的な場所の名前と住所。 ブレイク/バルク貨物については、船積みできる状態にされた物理的な場所の名前と住所。
	(10) 混載業者の名前/住所 (コンテナ詰め) コンテナ詰めを行った事業者あるいはコンテナ詰めを行った事業者の名前と住所。 ブレイクバルク貨物については、商品を出荷できる状態、あるいは出荷できる状態になるようアレンジした事業者の名前と住所。

§ 149.3 データ・エレメント:FROB / IE / T&E

FROB(積替え貨物)		
申告者	§ 149.1(a)	IE、T&E:IEおよびT&E扱いの申告者 FROB:キャリア(輸入者として)
申告の時期	§ 149.2(b)	IE、T&E:外国港での船積み24時間前までに FROB:外国港での船積み前までに
事前申告データ	§ 149.3(b)	
	(1)	ブッキングをした団体の名前と住所 商品の輸送費用を支払う団体の名前と住所。
	(2)	積み降ろしを行う外国港 予定された最終仕向け地において積み降ろしされる外国港の港湾コード。
	(3)	配送の場所 配送される都市の都市コード
	(4)	出荷先の名前と住所 商品が税関の保管からリリースされた後、当該商品を物理的に受け取る最初の配送先団体の名前と住所
	(5)	貨物のHTSUS番号

13

PART 149- 輸入者セキュリティ・ファイリング

§ 149.4: バルク貨物/ブレイク・バルク貨物

(a) バルク貨物は、輸入者セキュリティ・ファイリングを免除される。

(b) ブレイク・バルク貨物: 24時間ルールを免除を受けているブレイク・バルク貨物は、10+2ルールの船積み前24時間前申告が免除される(米国到着の24時間前までに申告)。

§ 149.5:

(a) 適格性: 輸入者セキュリティ・ファイリングを電子的に行うための資格要件として、申告者 (party) は、CBPが承認したEDIを通じて適切に申告するために、CBPが規定する通信プロトコルを確立しなければならない。

輸入者セキュリティ・ファイリングと引き取り申告 (Entry) あるいは納税申告 (Entry Summary) を、§ 149.6の規定に従って、一度に電子申告しようとする場合は、電子申告者は輸入者自身、あるいは免許を持つ通関業者でなければならない。

また、いかなる輸入者セキュリティ・ファイリング申告者も、ボンドを所有していなければならない。

§ 113.62 基本的輸入および申告ボンド

§ 113.64 国際キャリアボンド

§ 113.73 FTZオペレーターボンド

§ 149.6: 輸入者セキュリティ・ファイリング/引き取り申告/納税申告を一度の電子申告で行う場合

輸入者セキュリティ・ファイリング申告を、引き取り申告、および/あるいは納税申告と同じ電子申告で行う場合、輸入者は、以下のデータについては一度だけ提出することを求められるだけである。

- 記録上の輸入者番号
- 荷受人番号
- 原産国
- HTSUS番号 (10桁レベルで提出することが必要)

14

Ⅱ : 船社への追加情報要件

“10+2”の2

➤ Vessel Stow Plan

➤ Container Status Message

15

Vessel Stow Plan § 4.7c

	§ 4.7c	Vessel Stow Plan
申告者	§ 4.7c	キャリア(船社)
申告の時期	§ 4.7c(a)	当該船舶が、最後の寄港地を出発した後48時間以内 48時間未満の航海時間の場合には、最初の米国港到着前
事前申告データ	§ 4.7c(b)	船舶情報
	(1)	船舶名(IMO番号を含む)
	(2)	船舶運航者(Vessel Operator)
	(3)	航海番号(Voyage Number)
	§ 4.7c(c)	コンテナ情報 以下の情報が、個々のコンテナについて、及びブレイク・バルク貨物については個々のユニット毎に、申告されなければならない。
	(1)	コンテナ・オペレータ(コンテナ貨物の場合)
	(2)	機器の番号(Equipment Number)(コンテナ貨物の場合)
	(3)	機器のサイズとタイプ(Equipment Size・Type)(コンテナ貨物の場合)
	(4)	積み付け位置
	(5)	危険物コード(Hazamat-code)
	(6)	積み込み港
	(7)	積み降ろし港

16

Container Status Message § 4.7d (1)

	§ 4.7d	Container Status Message(CSM)
申告者	§ 4.7d	キャリア(船社) 米国に入港予定の全てのコンテナについて、自社内の輸送業務の進行を報告するトラッキング・システムでコンテナ・ステータス・メッセージ(CSM)情報を作成・収集しているならば、当該キャリアは § 4.7d(b)で述べられている輸送業務状況(status of the event)に関するメッセージをCBPIに申告しなければならない。 同社内トラッキング・システム以外の方法でCSMデータの作成・収集をキャリアに義務付けるものではない。
申告の時期	§ 4.7d(c)	CSMが自社のトラッキング・システムに取り込まれた後、24時間以内にCBPIに送信しなければならない。(CBPへはAMSを使用する)
事前申告データ	§ 4.7d(b)	Container Status Message → 次ページ
	§ 4.7d(d)	報告の内容 → 次ページ
	§ 4.7(e)	追加的コンテナ・ステータス(Additional Container Status)メッセージ キャリアは、§ 4.7d(b)で規定されている以外のコンテナ・ステータス・メッセージを送信して良い。追加的コンテナ・ステータス・メッセージを送信することは、キャリアが、CBPがそれらデータにアクセスし使用することを、CBPIに認めたことになる。

17

Container Status Message § 4.7d (2)

	§ 4.7d	Container Status Message(CSM)
事前申告データ	§ 4.7d(b)	Container Status Message
	(1)	いつ米国向けコンテナに係るブックイングがコンファームされたか。
	(2)	いつ米国向けコンテナに係るブックイングがターミナルゲート検査を受けたか。
	(3)	いつ米国向けコンテナが施設に着いたか、あるいは離れたか。 これは、港、コンテナヤード、その他施設にコンテナが着いた/離れたときに発生する。 このコンテナ・ステータス・メッセージは、通常“Gate-in”、“Gate-out”メッセージと言われる。
	(4)	いつ米国向けコンテナが輸送機材(Conveyance)に積込まれたか/積み降ろされたか。 これは、船舶、フィーダー船、船、鉄道、トラックによる移動を含む。 このコンテナ・ステータス・メッセージは、通常“loaded on”、“unloaded from”メッセージと言われる。
	(5)	いつ米国向けコンテナを輸送する船舶が港に着いたか、港を離れたか。 これら業務(Event)は、“vessel departure”、“vessel arrival”ノードと言われる。
	(6)	いつ米国向けコンテナが、ターミナル内で移動されたか(intra-terminal movement)。
	(7)	いつ米国向けコンテナについて、コンテナ詰め、コンテナからの荷降ろしを指示されたか。
	(8)	いつ米国向けコンテナについて、コンテナ詰め、コンテナからの荷降ろしがコンファームされたか。
	(9)	いつ米国向けコンテナが、大きな修理に出されたか。
報告の内容	§ 4.7d(d)	Contents of Report : それぞれの業務(Event)に対する報告は、以下を含まなければならない。
	(1)	ANSIX12あるいはUNEDIFACTで定義されている業務コード(Event Code)
	(2)	コンテナ番号
	(3)	報告された業務(event)の日時
	(4)	コンテナの状況(空コンテナか積み込まれた状態か)
	(5)	業務(Event)が発生した場所
	(6)	当該メッセージに関連する船舶ID

18

Proposed Ruleからのアップデート部分(1)

■ 導入スケジュール

施行日(effective date): 2009年1月26日(月) 完全実施日までは罰則なし。

完全実施日(Compliance date): 2010年1月26日(火)

■ 輸入者のデータ提出の運用を一部緩和

(1) 提出時期を柔軟に取り扱うもの

(遅くとも米国到着の24時間前までにできるだけ早く提出する。)

- コンテナ詰め場所(Container stuffing location)
- コンソリデータ(Consolidator stuffer)

(2) 提出データ内容の解釈を柔軟に取り扱うもの

(提出は船積24時間前。ただし申告内容の解釈には幅を持たせ、必要に応じて後刻アップデート可とする。)

- 製造者/サプライヤー(Manufacturer / Supplier)
- 販売先(Ship to Party)
- 原産地国(Country of Origin)
- HTSUS番号(Commodity HTSUS number)

19

Proposed Ruleからのアップデート部分(2)

■ その他

- 輸入者の申請データの中で、“To order” shipment等で配送先(Ship to Party)情報が入手できない場合は、当該貨物が荷卸される場所の輸入者、荷受人、施設名などのIDを申告できる。
- 輸入者は、製造者として典型的な3つのタイプのうちの一つを申告し、後日アップデートすることができる。
- 輸入者が原産国を特定できない場合は、最終組立が行われた国を報告し、後日アップデートすることにより。
- 船社に対してはHAZMAT-UNコードでの申告を求めてきたが、それ以外のHAZMATコードを利用してもよい。
- コンテナステータスメッセージ(CSM)は、空コンテナについても必要
- 10+2の10情報の申告者は“輸入者”という表現から“ISF輸入者”という表現に変え、貨物のオーナー、購入者、荷受人、通関業者等のエージェントに分類する。

20

Proposed Ruleからのアップデート部分(3)

- 輸入者が申告するデータとしての“サプライヤー”とは、“米国に向けて運送される最終製品の供給者”であり、必ずしも出航国に所在する必要はない。
- FROB / IE / T&E貨物に関する申告データである“Booking Party”とは、船腹を予約手配を行ったものと解釈する。
- 次のデータについての記録番号とは、取引上で幅広く認められているID番号も使用可
 - ① 輸入者:
販売者、買主、製造者(サプライヤー)、配送先、コンテナ詰め場所、コンソリデータ
 - ② FROB / IE / T&E貨物
ブッキング者情報、出荷先情報
- ISFデータおよびボンドの申告者とは次のとおり。
 - ① 自らの貨物を輸入する輸入者でISF申告を行う者。
 - ② 第三者のためにISFデータを申告を行う者。

21

Proposed Ruleからのアップデート部分(4)

■ パブリックコメント

- (1) 募集締切日:
2009年6月1日(月)
- (2) コメント対象:
 - 提出の運用を一部緩和する上記6データ (①コンテナ詰め場所②コンソリデータ
③製造者/サプライヤー④販売先 ⑤原産地国⑥ HTSUS番号)
 - 本規則の評価 (業界に与えるコンプライアンスコスト、船積みの24時間前に提出する上での問題等)
- (3) コメント提出方法
Federal eRulemaking ポータル にアクセスし、整理番号記入の上記入申請のこと。
Federal eRulemakingポータルサイト : <http://www.regulations.gov>.
整理番号(docket number) : USCBP-2008-0077

22

Proposed Ruleからのアップデート部分(5)

- バルク貨物の扱い
バルク貨物に加え、24時間ルールの適用免除を受けているブレイクバルク貨物は、10+2ルール（船積24時間前の申告）からも免除
- 船舶からCBPへの電子申告方法
Stow Planの申告については、AMS (Automated Manifest System)に加え、①email
②s FTP (secure file transfer protocol)でも可能。その他の電子申告方法をCBPが認める場合は、別途官報で公示する。
- 罰則
申告にかかる罰則はimporterの場合貨物の商品価額ではなく、違反1件につき5,000米ドルとなる。また、輸入者セキュリティファイリングに関してのBondを準備する。
- その他
輸入者が本ルールへの適応に向けて真摯な取組みを行っているにも拘わらず、導入が困難である場合、CBPはその事情を考慮する。

23

Proposed Ruleからのアップデート部分(6)

- 米国CBPの今後の動き (2009年1月以降)
 - 米国内でセミナー、ミーティング開始
(テクニカル、オペレーション、プロセス等、実務に関するセミナー)
 - ISF申告者がタイムリーに申告できるよう産業界と合同でアドバイスを実施
 - FAQを作成し、ウェブで公開
 - 特定の輸入者とインタビューを実施

24

(本件のお問合せ先)

日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループ

橋本弘二 多田正博

電話 03(3431)9800

FAX 03(3431)0509

Email: hashimoto@jmcti.or.jp

tada@jmcti.or.jp